

議案第22号

東近江市学校体育施設開放条例の一部を改正する条例の制定 について

東近江市学校体育施設開放条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市学校体育施設開放条例の一部を改正する条例

東近江市学校体育施設開放条例（平成17年東近江市条例第124号）の一部を次のように改正する。

別表第1 東近江市立聖徳中学校の部運動場の款を次のように改める。

運動場	無料
-----	----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東近江市立聖徳中学校の運動場照明設備の撤去に伴い、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。